

主 文

- 一 本件各控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人ら

- 1 原判決を取消す。
- 2 控訴人らが、破産者株式会社うえの屋に対して雇用契約による雇人の給料として別紙債権一覧表中の債権額欄記載のとおり優先破産債権を有することを確定する。
- 3 訴訟費用は第一・二審とも被控訴人の負担とする。

二 被控訴人

主文同旨

第二 当事者双方の主張及び証拠関係は次のとおり付加するほか原判決事実摘示と同じであるからこれを引用する。

一 控訴人らの主張

1 破産者株式会社うえの屋（以下「破産会社」という）の社長と赤帽富山県軽自動車運送事業組合（以下「本件組合」という）の理事長との間で、本件組合の組合員が破産会社の仕事（配達等の仕事）に従事する場合は一時間あたり一六〇〇円とする旨協定され、その条件を了承した控訴人らが破産会社の仕事に従事したものであり、控訴人らが個別的に契約内容を話し合つたことがなかつたこと、契約書を交わしたことがなかつたことをもつて、雇用を否定する理由にはならない。

また、労務の提供がある程度の期間継続することは雇用たるための要件ではなく、一日だけ又は何時間だけ労務を提供するという内容のものでも、労務自体を契約の目的とするものであれば、雇用契約である。従つて、長期間継続的に雇用された場合なら、その間自己の都合で仕事を断わつたり、他の仕事をするにはできないとしても、本件の如く一日単位又は数時間単位で雇用される場合は、破産会社の仕事に従事しない日は他の仕事をするのが自由であるのは当然である。但し、破産会社の仕事に従事した日は、破産会社から帰宅を許可されるまでは拘束されていたものであり、またその間他の仕事をする（即ち、他の荷物の運搬等）は許されていながつたし、事実控訴人らは他の仕事をしていながつた。

2 本件契約が運送請負契約であれば、請負人の車両で運送するのが当然であり、荷主の社員を名乗ることを強制されたり、自己の制服の着用を禁止されるということとはあり得ない。控訴人らの車両が小さくて家具の配送には不相当であつたとの理由で控訴人らが破産会社の車両を使用したのであれば、大型車両を有する運送会社に請負させればよい筈である。破産会社が、「寿」のマークの入つた自社の車両を使用させて自社の社員の如く振るまわさせ、自社の伝票を使用したのは、配達する商品（家具）が婚礼にかかわるもので、イメージを大切にしなければならないの特殊性から、運送の請負によることは不相当であると判断したからであり、従つて、逆に言えば、控訴人らは運送の請負をしたのではなく、労務の提供を目的としたものである。

二 被控訴人の答弁

控訴人らの右主張は争う。

理 由

一 当裁判所も控訴人らの本訴各請求は理由がなく棄却すべきものと判断するところ、その理由は次のとおり付加訂正するほか原判決の理由説示と同じであるからこれを引用する。

1 原判決六枚目裏四行目「さらに、」の次に「右当事者間に争いのない事実に加え、成立に争いのない甲第三号証の一ないし一四、第四号証の一ないし一三、第五号証の一、二、第六号証の一ないし一七、第七号証の一、二、第八号証の一ないし九、第九号証の一ないし四、第一〇、第一一号証の各一、二、第一二号証の一ないし五、第一三号証の一ないし三七、第一四号証の一ないし五〇、第一五号証の一ないし四二、第一六号証の一ないし四、第一七号証の一ないし二五、第一八号証、第

張するが、これに沿う原審証人Aの証言、原審における控訴人B及び同C各本人の供述は、前記乙第一・二号証、原審証人Dの証言に照らして措信できず、ほかに右事実を認めさせる証拠はない。

4 ところで当該契約が雇用契約なりや否やは契約の形式のみによらず、実質的な労働供給の実態をも総合し、それがいわゆる使用従属関係に当るか否かを基準として判断するのが相当であると解されるところ、前認定事実によると、控訴人らはいずれも軽貨物自動車を保有して貨物運送事業を営む事業者であり、破産会社からの依頼に対しても諾否の自由を有し、また労働の代替性が認められ、仕事開始の時間の指定はあるが、依頼された仕事が終れば何時でも帰宅できるのであつて、拘束時間の指定はなく、報酬も遠距離運送の場合は定額制で明らかに請負代金的な定め方をしていること、その他前認定にかかる実態に照らして判断すると、控訴人らの本件労働提供は、破産会社の指揮監督下の労働とみることはできず、むしろ指定された仕事の完成を目的とする請負契約であつたと認めるのが相当である。

もつとも、前認定によると、控訴人らが従事した仕事の中には、時間の部分があり、また控訴人らの本来の運送業務からは若干外れる集金業務、展示会場設営、家具修理等の仕事をした者もいるが、注文者の依頼によつて引受けた臨時的な附帯業務と認められ、全体的観察のもとでは、これによつていまだ控訴人らの事業者性は失われていないと認められる。また大型家具の場合赤帽等を着用しない様指示されているが平服でよいといふのであつて、特に控訴人らに負担を課す程のものではなく、また配達先の客に対して破産会社の者である旨名乗る様指示されたことも末梢的な事柄であつて、これによつて業務遂行の主要部分にまで依頼者の指揮監督が及んでいたとは認められない。軽自動車使用の場合は自己の営業であることを表示することが許されていたことは前認定のとおりである。

控訴人らは、控訴人らが破産会社の仕事に従事した日は破産会社から帰宅を許可されるまで拘束され、その間他の仕事をすることは許されず、実際に他の仕事をしなかつたから時間単位の雇用契約が成立していた旨主張する。

しかし、依頼された仕事が終れば帰宅できたのであつて終業時間の指定がなかつたことは前認定のとおりであり、控訴人らが破産会社の配送の仕事に従事した時間内に他の仕事をすることができないのは、破産会社の仕事をした時間についてのみ料金が支払われるという時間制の定めによるものといふべきであり、右事実をもつて控訴人らと破産会社との間に時間単位の雇用関係が成立していたものと認めることはできない。

また、破産会社が控訴人らに「寿」のマークの入つた自社の車両を使用させたことと、破産会社の社員を名乗らせ、自己の制服の着用を禁止したこと、自社の伝票を使用させたことをもつて雇用契約の表われであると主張するが、いずれも婚礼家具を扱うという破産会社の業務の特殊性から運送契約において特に条件を付したものとすべきであり、右の如き条件を付した請負契約も可能であると解されるから、右条件の存在をもつて破産会社と控訴人らとの間に使用従属関係があるともいえない。控訴人らは、右特殊性から破産会社は請負契約によることを不相当と判断したものであり、控訴人らは労働の提供を目的としたものである旨主張するが、上記判断に照らせば理由がない。」

二 よつて、原判決は相当であるから本件各控訴を棄却することとし、控訴費用の負担につき民法九五条、八九条、九三条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 井上孝一 紙浦健二 森高重久)

別紙債権一覧表(省略)